

平成28年度

経営状況説明書

事業計画・収支予算

公益財団法人長崎市体育協会

目 次

平成 2 8 年度公益財団法人長崎市体育協会事業方針	1
平成 2 8 年度公益財団法人長崎市体育協会事業計画	2 ～ 5
平成 2 8 年度公益財団法人長崎市体育協会収支予算書	6 ～ 7

[参考]

公益財団法人長崎市体育協会基本財産受入状況	8
公益財団法人長崎市体育協会定款（抜粋）	9
地方自治法・地方自治法施行令（抜粋）	1 0
公益財団法人長崎市体育協会設立までの経過	1 0
公益財団法人長崎市体育協会役員名簿	1 1

平成28年度公益財団法人長崎市体育協会事業方針

公益財団法人長崎市体育協会は、昭和21年に長崎市体育協会として創立し、平成2年に財団法人化を行い、平成20年に施行された新たな公益法人制度に基づき平成26年4月1日付で公益財団法人長崎市体育協会として再スタートし、現在に至っている。

本協会は、長崎市におけるアマチュアスポーツを統括する団体として、48加盟団体及び長崎市スポーツ少年団はもとより、その他のスポーツ・レクリエーション関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、長崎市におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図りながら、市民の体力向上・健康増進に寄与する目的を達成するために、競技力向上対策事業をはじめジュニアスポーツ対策事業など14事業を実施する計画である。

なかでもジュニア層の競技力向上対策については、これまで、長崎がんばらんば国体を目標に、小・中学生を中心としたジュニア層の育成に中長期的な観点から計画的な支援事業を行ってきた。一昨年の長崎がんばらんば国体では、本県選手団は39競技で熱戦を繰り広げ、悲願の天皇杯を獲得した。

本協会は、この長崎がんばらんば国体での成果を糧として、今後ともジュニア層のさらなる競技力向上を最重点事業に定め、本協会と長崎市並びに加盟団体が一丸となって、ジュニア層の育成強化を計画的に推進するとともに、平成32年度の東京オリンピックなどの大型スポーツイベントに向け、事業計画に基づいて各種スポーツの普及・振興事業に取り組んで行く。

また、市民の健康保持・増進を目的とした生涯スポーツへの関心が高まっている中で、平和公園一帯に存する陸上競技場等の競技施設は長崎国体開催に向け、再整備が進んだ。他のスポーツ施設についても各種競技の今日的な課題とニーズに即応するとともに、市民が快適にスポーツに親しむことができるような施設整備とそれを効率的に利用できるように、長崎市に対し、要望していく。

本協会の財政状況は、これまで、基本財産運用収入や駐車場事業等からの収入が安定していたが、基本財産運用収入は減少傾向にあり、この他の自主財源の増額確保が望めない状況では、依然として長崎市からの運営費補助に頼っているのが現状であることから、健全な財政運営を図るためには、本協会は、長崎市からの補助・受託事業はもとより全ての事務事業において節減を図り、総合的、計画的な協会運営に努める。

平成28年度財団法人長崎市体育協会事業計画

1. 競技力向上対策事業（定款第4条第1項第1号）

加盟団体が主催する強化練習及び講習会等の経費を実施団体へ助成し、国体種目の競技力向上並びに全種目の普及を図る。

① 国体種目競技力向上対策事業

種 目：35競技

対象事業：強化練習、遠征試合等

② スポーツ普及事業

種 目：45競技

対象事業：スポーツ教室、実技講習会等

③ 国体現地激励事業

派遣人員：役員等3人

派遣先：岩手県ほか

2. 県民体育大会派遣事業（定款第4条第1項第3号）

諫早市を主会場として県央地区を中心に開催される第67回長崎県民体育大会へ、長崎市代表選手及び本部役員を派遣する。

期 日：平成28年11月12（土）・13日（日）

会 場：諫早市、大村市、島原市等の周辺の競技場、体育館など

種 目：41競技

3. ジュニアスポーツ対策事業（定款第4条第1項第1号・第2号・第4号）

ジュニア層の競技力が向上したことで、本市の各層全体の競技力向上にその成果が現れてきている。

長崎国体後も2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピックなどの大型スポーツイベントに向け、引き続きジュニア層に対し、競技力向上対策を強力に推進するとともに、スポーツを通して青少年の心身の健全育成を図るため、加盟団体と連携し、スポーツ教室等を組織的、計画的に開催してジュニア層の育成に取り組む。

種 目：44競技

対象事業：小・中学生・高校生を対象とした強化練習・合宿、遠征試合、
優秀チーム・指導者招致及びスポーツ教室等

4. 国民体育大会選手派遣費補助事業（定款第4条第1項第3号）

国民体育大会九州ブロック大会及び本国体に出場する本市の監督・選手に対して、派遣費を補助し激励する。

補助額：九州ブロック大会 1人につき 3,000円

本国体 1人につき 5,000円

5. 市民体育・レクリエーション祭受託事業（定款第4条第1項第2号）

市民にスポーツ参加の機会を提供し、市民一人ひとりが、スポーツ・レクリエーションに親しみ、体力づくりや健康づくりに努め、明るい人間性豊かな市民生活の向上に資するため、長崎市との共催による総合体育祭を開催する。

期 日：平成28年10月10日（体育の日）

会 場：長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場ほか

種 目：39競技

6. 長崎新春駅伝受託事業（定款第4条第1項第2号）

多数の市民に走る楽しさ等の機会を提供するため、長崎市との共催による新春駅伝を開催する。

期 日：平成29年1月8日（日）

会 場：長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場・園内道路

種 目：一般の部（男子・女子）・高校生の部（男子・女子）

・中学生の部（男子・女子）・・・6区間18.68Km

小学生高学年の部（4～6年生男女混合可）

・小学生低学年の部（1～3年生男女混合可）・・・4区間4.9Km

7. 指導者養成事業（定款第4条第1項第4号）

指導者の育成・資質の向上を図るため、加盟団体が主催する研修会及び講習会等開催経費の一部を助成する。

対象団体：全加盟団体

対象事業：指導者研修会・審判講習会等

8. スポーツ教室開催事業（定款第4条第1項第2号）

スポーツをする市民の拡大・競技力の向上を図るため、加盟団体が主催するスポーツ教室等開催経費の一部を助成する。

対象団体：全加盟団体

対象事業：市民対象のスポーツ教室、実技講習会等

9. 広報事業（定款第4条第1項第7号）

市民にスポーツへの興味と関心を抱かせ、スポーツ行事への理解と参加を促すため、体育協会の事業やスポーツ関連情報を広報し、スポーツの普及・振興を図る。

広報紙名：[スポーツタウンながさき]

10. 表彰事業（定款第4条第1項第8号）

スポーツの振興に顕著な功績があった市民及び優良団体を、市民体育・レクリエーション祭の開会式において表彰する。

11. 駐車場事業（定款第4条第3項第2号）

長崎市から茂里町高架道路下市道用地の占用許可を受け、賛助会員が平和公園運動施設等を利用する場合の駐車場の便宜を図る。

駐車可能台数：63台

駐車可能時間：早朝～22時

12. 自動販売機事業（定款第4条第3項第1号）

市営スポーツ施設・茂里町駐車場内に自動販売機を設置し、施設利用者の便宜を図る。

設置個所・台数：市民総合プール 6台

市民木鉢プール 1台

諏訪体育館 1台

茂里町駐車場 1台

13. スポーツに関する相談・後援等の協力（定款第4条第1項第6号）

スポーツに関する相談を受け、各種スポーツ大会への後援等により、側面からスポーツの普及・振興をサポートする。

14. 会 議（定款第4条第1項第10号）

協会の円滑な運営と事業の適切な展開を期するため、評議員会、理事会、専門委員会等の諸会議を開催する。

開催予定時期	理 事 会	評議員会	表彰審査委員会	その他の会議
平成28年4月	第1回理事会	定時評議員会		四役会議
5月	第2回理事会			ジュニア対策協議会
6月				スポーツ少年団本部委員会
8月	第3回理事会		第1回表彰審査委員会	四役会議
11月	第4回理事会	臨時評議員会	第2回表彰審査委員会	加盟団体連絡委員会
平成29年1月	第5回理事会			四役会議
2月				広報委員会・四役会議
3月				広報委員会
				スポーツ少年団本部委員会

その他、必要の都度諸会議を開催する。

平成 2 8 年度公益財団法人長崎市体育協会収支予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,215,000	0	135,000	1,350,000
基本財産受取利息	1,215,000	0	135,000	1,350,000
受取会費	0	9,500,000	460,000	9,960,000
正会員受取会費	0	0	460,000	460,000
賛助会費収益		9,500,000	0	9,500,000
事業収益		1,571,000	0	1,571,000
施設使用料収益		111,000	0	111,000
販売手数料収益		1,000,000	0	1,000,000
電気使用料収益		460,000	0	460,000
事業受託収益	4,571,000	0	0	4,571,000
市事業受託収益	4,571,000	0	0	4,571,000
受取補助金等	35,162,000	0	2,486,000	37,648,000
受取地方公共団体補助金	35,082,000	0	2,486,000	37,568,000
受取民間団体補助金	80,000	0	0	80,000
雑収益	0	1,000	2,000	3,000
受取利息	0	1,000	1,000	2,000
雑収益	0	0	1,000	1,000
経常収益計	40,948,000	11,072,000	3,083,000	55,103,000
(2) 経常費用				
事業費	47,404,400	5,897,200	0	53,301,600
給料手当	3,860,400	1,397,200	0	5,257,600
臨時雇賃金	100,000	100,000	0	200,000
福利厚生費	590,000	275,000	0	865,000
旅費交通費	875,000	100,000	0	975,000
通信運搬費	231,000	43,000	0	274,000
消耗什器備品費	15,000	7,000	0	22,000
消耗品費	524,000	159,000	0	683,000
修繕費	0	100,000	0	100,000
印刷製本費	340,000	33,000	0	373,000
光熱水費	30,000	484,000	0	514,000
賃借料	473,000	1,067,000	0	1,540,000
保険料	2,000	0	0	2,000
諸謝金	200,000	0	0	200,000

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合 計
租税公課	339,000	1,500,000	0	1,839,000
支払負担金	1,745,000	0	0	1,745,000
支払助成金	37,391,000	0	0	37,391,000
支払返還金	2,000	0	0	2,000
委託費	0	470,000	0	470,000
雑費	687,000	162,000	0	849,000
管理費	0	0	4,804,400	4,804,400
役員報酬	0	0	0	0
給料手当	0	0	1,984,400	1,984,400
福利厚生費	0	0	314,000	314,000
会議費	0	0	640,000	640,000
旅費交通費	0	0	115,000	115,000
通信運搬費	0	0	49,000	49,000
消耗什器備品費	0	0	8,000	8,000
消耗品費	0	0	56,000	56,000
印刷製本費	0	0	37,000	37,000
光熱水費	0	0	16,000	16,000
賃借料	0	0	133,000	133,000
支払負担金	0	0	123,000	123,000
支払返還金	0	0	0	0
委託費	0	0	1,150,000	1,150,000
雑費	0	0	179,000	179,000
経常費用計	47,404,400	5,897,200	4,804,400	58,106,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,456,400	5,174,800	△ 1,721,400	△ 3,003,000
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	5,000,000	△ 5,000,000	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,456,400	174,800	△ 1,721,400	△ 3,003,000
一般正味財産期首残高	4,687,436	8,028,433	△ 19,019	12,696,850
一般正味財産期末残高	3,231,036	8,203,233	△ 1,740,419	9,693,850
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	90,000,000	0	10,000,000	100,000,000
指定正味財産期末残高	90,000,000	0	10,000,000	100,000,000
III 正味財産期末残高	93,231,036	8,203,233	8,259,581	109,693,850

「参考」

公益財団法人長崎市体育協会基本財産受入状況

(平成28年2月1日現在)

(単位：千円)

受入年月日	受入額	出資者	累計額
平成2年12月26日	60,000	長崎市(出捐金)	
	8,051	(株)親和銀行他20団体(免税募金)	
	2,100	KTNスポーツ振興財団他2団体	
	800	故松平大輔氏	
	1,600	32加盟団体	
	70	(財)長崎市体育協会	
	計 72,621		72,621
平成3年6月28日	29	嶋住タツゑ氏	
	350	(財)長崎市体育協会	
	計 379		73,000
平成4年3月31日	1,450	38加盟団体	
	150	(財)長崎市体育協会	
	計 1,600		74,600
平成5年3月31日	21	嶋住タツゑ氏	
	300	吉田 恒雄氏	
	200	江頭 光男氏	
	1,220	38加盟団体	
	4,979	(財)長崎市体育協会	
	計 6,720		81,320
平成6年3月31日	10	平井 清光氏	
	10	南リトルリーグ	
	1,220	38加盟団体	
	6,050	(財)長崎市体育協会	
	計 7,290		88,610
平成7年3月31日	1,220	38加盟団体	
	6,420	(財)長崎市体育協会	
	計 7,640		96,250
平成8年3月31日	1,412	41加盟団体	
	2,338	(財)長崎市体育協会	
	計 3,750		100,000

公益財団法人長崎市体育協会定款(抜粋)

(目 的)

第3条 この法人は、長崎市におけるスポーツの普及・振興等に関する事業を行い、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事業
- (2) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催等スポーツの普及、競技力向上に関する事業
- (3) スポーツ大会への選手の派遣に関する事業
- (4) 指導者の資質の向上に関する事業
- (5) 市民の健康・体力づくりに関する事業
- (6) スポーツに関する市民の相談に関する事業
- (7) スポーツの調査研究及び広報活動に関する事業
- (8) スポーツ功労者の表彰に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 第1項に規定する事業については、長崎市及びその周辺において行うものとする。

3 この法人は、第1項の事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 物品販売事業
- (2) 駐車場事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

地 方 自 治 法

第 2 2 1 条第 3 項 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失保償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第 2 4 3 条の 3 第 2 項 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

地 方 自 治 法 施 行 令

第 1 5 2 条第 1 項 地方自治法第 2 2 1 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人および一般財団法人並びに株式会社

第 1 7 3 条第 1 項 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

公益財団法人長崎市体育協会設立までの経過

長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成 2 年 3 月 2 8 日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年 1 2 月 7 日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年 1 2 月 1 7 日付で設立を許可されたので同年 1 2 月 2 1 日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町 6 番 3 号に置き発足した。その後、平成 9 年 5 月 1 0 日に事務所を長崎市魚の町 5 番 1 号に移転した。

また、平成 2 0 年に施行された新たな公益法人制度に基づき、平成 2 5 年 8 月に長崎県知事あてに移行認定申請書を提出し、平成 2 6 年 4 月 1 日から公益財団法人に移行した。

公益財団法人長崎市体育協会役員名簿

平成28年2月1日現在

役 職 名	氏 名	選 出 区 分	所 属 団 体
顧 問	五 貫 淳		前 会 長
顧 問	前 田 英 昭		元 副 会 長
顧 問	松 尾 千 秋		前 副 会 長
会 長 理 事	中 島 章 一 郎	競 技 団 体	市 テ ニ ス 協 会
理 事 長	吉 田 恒 雄	競 技 団 体	市 ボ ー ト 協 会
専 務 理 事	金 子 和 生	学 識 経 験 者	長 崎 市 体 育 協 会 事 務 局
理 事	谷 内 正	長 崎 市 市 民 生 活 部	長 崎 市 市 民 生 活 部 ス ポ ー ツ 振 興 課
理 事	松 尾 求	競 技 団 体	市 水 泳 連 盟
理 事	川 村 豊 彦	競 技 団 体	市 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 協 会
理 事	永 山 学 而	競 技 団 体	市 体 操 協 会
理 事	江 頭 明	競 技 団 体	市 ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル 協 会
理 事	荒 木 修 治	競 技 団 体	市 バ ド ミ ン ト ン 協 会
理 事	渡 辺 雄 児	競 技 団 体	市 ラ イ フ ル 射 撃 協 会
理 事	青 木 信 之	体 育 推 進 団 体	市 ボ ー ル ル ー ム ダ ン ス 連 盟
理 事	前 田 昌 博	体 育 推 進 団 体	市 綱 引 連 盟
理 事	浅 田 五 郎	体 育 推 進 団 体	市 テ コ ン ド ー 協 会
理 事	藤 原 寛 之	学 校 体 育 団 体	市 中 学 校 体 育 連 盟
理 事	中 村 信 昭	校 区 体 育 団 体	三 重 地 区 体 育 会
理 事	宮 城 直 泰	学 識 経 験 者	日 本 体 育 協 会 公 認 ス ポ ー ツ ド ク タ ー
理 事	小 原 達 朗	学 識 経 験 者	長 崎 大 学 教 育 学 部 教 授
理 事	三 浦 喜 和	ス ポ ー ツ 少 年 団	市 ス ポ ー ツ 少 年 団 指 導 者 協 議 会
監 事	寺 井 等	競 技 団 体	市 陸 上 競 技 協 会
監 事	濱 浦 美 子	体 育 推 進 団 体	市 バ ト ン 協 会